株主各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社東芝

取締役 代表執行役社長 佐々木 則夫

第173期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 173 期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2012年6月21日(木)午後5時までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

記

- 1. 日 時 2012年6月22日(金)午前10時
- 2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目3番28号 国技館
- 3. 目的事項

報告事項 第 173 期(自2011年 4 月 1 日至2012年 3 月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項

<会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

第1号議案 取締役14名選任の件

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

<株主提案(第3号議案)>

第3号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

議案の要領は、別記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

- ●ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。
- ●インターネットにより議決権を行使される場合は、別記のインターネットによる議決権行使に当たってのお願い(25ページ及び26ページ)をご参照願います。
- ●議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- ●議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。 この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- ●招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第 173 期報告書のとおりであります。ただし、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm) に掲載しておりますので、第 173 期報告書には記載しておりません。
 - 1. 事業報告の図当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等、図当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策
 - 2. 連結計算書類の連結注記表
 - 3. 計算書類の個別注記表

会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、第173期報告書に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、第173期報告書に記載の各書類のほか、 上記ウェブサイトに掲載している事業報告の一部、連結注記表及び個別注記表となります。

- ●国技館においては、照明の照度、空調の温度設定を抑える等の節電対応を行う可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ●事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

第173期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2012年5月8日開催の取締役会で、剰余金の配当(期末)をお支払いすることを決議いたしました。 つきましては、同年6月1日を支払開始日として、1株につき4円(税込)の配当をお支払いいたしますので、 同封の配当金(期末)領収証により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、払渡 期間(自2012年6月1日至同年7月31日)内にお受け取り願います。

なお、配当の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続をいたしました。

事前のご質問について

株主の皆様のご質問につきましては当日お受けいたしますが、事前にご質問をお送りいただいたものにつきましては、皆様のご関心の高いと思われますものを、当日の質疑応答に先立ち一括してお答えさせていただく予定です。準備の都合上、可能な限り、2012年6月15日(金)午後5時までに到達するよう、以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。

なお、いただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了 承願います。

(書面の送付先) 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 法務部 (電子メールの送信先) soukai@toshiba.co.jp

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数

4.216.325個

2. 議案及び参考事項

<会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

第1号議案及び第2号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 取締役14名選任の件

1. 提案の理由等

取締役全員(13名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、14名を選任いたしたいと存じます。

なお、指名委員会は、次の基準に基づき取締役候補者を決定しており、各候補者はいずれもこの基準に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

- ①人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ② 遵法精神に富んでいること
- ③業務遂行上、健康面で支障のないこと
- ④経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ⑥社外取締役にあっては、出身の各分野における実績と識見を有していること

小杉丈夫(候補者番号⑩)、伊丹敬之(同⑫)、島内憲(同⑬)、斎藤聖美(同⑭)の4氏は社外取締役候補者でありますが、4氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。

なお、小杉丈夫氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2等に定める独立役員として届出を行っており、伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美の3氏についても独立役員として届出を行う予定であります。

小杉 丈夫氏: 法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に 行っています。

伊丹 敬之氏:経営学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対 する適切な監督を行うことが期待されます。

島内 憲氏:外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが 期待されます。 斎藤 聖美氏:ハーバード大学大学院において経営学修士(MBA)を取得するとともに、経営者としての 幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。

小杉丈夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

当社は小杉丈夫氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は継続する予定であります。また、伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美の3氏が取締役に選任された場合、3氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

2. 提案の内容

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数 (千株)
1	西田厚聰 1943年12月29日生	取締役会長、指名委 員会委員、報酬委員 会委員	1975年5月 当社入社 1997年6月 取締役 1998年6月 常務 2000年6月 上席常務 2003年6月 取締役、執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役社長 2009年6月 取締役会長、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 社団法人日本観光振興協会会長 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会会長 一般財団法人光産業技術振興協会理事長	208
2	佐々木 則 美 1949年 6月1日生	代表執行役社長、報 酬委員会委員	1972年4月 当社入社 2003年4月 電力・社会システム社原子力 事業部長 2005年6月 執行役常務 2007年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、代表執行役副社長 取締役、代表執行役社長、現 在に至る。	115

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数 (千株)
3	下光 秀二郎 1952年 9 月21日生	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 デジタルプロダクツ 事業グループ分担、 CSR本部長	1976年4月 当社入社 2006年6月 執行役常務 2007年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務 2011年6月 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 東芝テック(株社外取締役	66
4	一	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 品質統括本部長、調 達・ロジスティクス グループ担当、生産 統括グループ担当	1973年4月 当社入社 2006年6月 執行役常務 2008年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務 2011年6月 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 東芝国際調達台湾社董事長 東芝杭州社董事長	67
5	北 村 秀 美 1952年 4 月19日生	代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、代表執行役社長補佐、社会インフラリープリープリーのでは近いでは、一切ジェクトトマン・ストトージャー、法務グループ担当、十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	1975年4月 当社入社 2006年4月 電力システム社副社長 2007年6月 執行役常務 2008年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務 2011年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。	60

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数 (千株)
6	久 保 **誠* 1952年 1 月31日生	代表執行役専務、財 務グループ担当	1975年4月 当社入社 2005年5月 財務部長 2008年6月 執行役常務 2010年6月 東芝モバイルディスプレイ㈱ 収締役社長 2011年6月 取締役、代表執行役専務、明 に至る。	
7	渡 道 敝 治 1950年7月28日生	執行役専務、スマートコミュニティ事業 統括担当、営業統括 グループ担当	1974年 4 月 当社入社 2006年 4 月 産業システム社副社長 2007年 6 月 執行役常務 2008年 6 月 執行役上席常務 2010年 6 月 執行役専務 2011年 6 月 取締役、執行役専務、現在に 至る。	60
8	村 简 富美雄 1948年7月10日生	監査委員会委員長	1971年4月 当社入社 2003年6月 執行役常務 2006年6月 取締役、代表執行役専務 2009年6月 取締役、代表執行役副社長 2011年6月 取締役、現在に至る。	97

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数 (千株)
9	堀 ⁹ 高 弘 編 1953年 6 月 7 日生	監査委員会委員	1977年4月 当社入社 2003年6月 芝浦メカトロニクス(株取締役 2005年4月 電力・社会システム社総務部 長 2006年4月 グループ経営部長 2007年6月 人事部長 2009年6月 取締役、現在に至る。	33
100	示 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	指名委員会委員、監 查委員会委員、報酬 委員会委員	1968年4月 大阪地方裁判所判事補 1972年9月 釧路地方裁判所兼家庭裁判所 判事補 1974年5月 弁護士登録、現在に至る。 2009年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 弁護士法人松尾綜合法律事務所社員弁護士 日本セルヴィエ(㈱社外監査役 富士フイルムホールディングス(㈱社外監査役 森ヒルズリート投資法人監督役員	22
1	齋藤 昇 三 1950年7月9日生	執行役専務、電子デ バイス事業グループ 分担、部品材料事業 統括担当	1973年4月 当社入社 2006年6月 執行役常務 2007年6月 執行役上席常務 2010年6月 執行役専務、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 一般財団法人日本電子部品信頼性センター 理事長	60

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数 (千株)
(12)	伊 舟 敬 之 1945年3月16日生		1973年4月 一橋大学商学部専任講師 1975年3月 スタンフォード大学経営大学院客員助教授 1977年4月 一橋大学商学部助教授 1982年3月 スタンフォード大学経営大学院客員助教授 1985年4月 一橋大学商学部教授(2008年3月まで) 1994年8月 同大学商学部長(1996年7月まで) 2008年4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科(2011年4月イノベーション研究科に改称)教授同年10月 同大学同研究科長、現在に至る。 (重要な兼職の状況)東京理科大学イノベーション研究科長JFEホールディングス(株社外監査役機商船三井社外監査役	0
(13)	しまのうち 常恵 島 内 憲 1946年 9 月17日生		1971年4月 外務省入省 1995年4月 同省大臣官房外務参事官(報道・広報担当) 1997年8月 同省大臣官房審議官兼中南米局 1998年8月 在マイアミ総領事 2000年3月 在英国大使館公使 2002年1月 外務省中南米局長 2004年4月 駐スペイン大使 2006年8月 駐ブラジル大使 2010年11月 三井物産㈱顧問、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 三井物産㈱顧問	0

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数 (千株)
<u> </u>	意がとう。 斎 藤 聖 美 (戸籍上の氏名: 武井聖美) 1950年12月1日生		1973年4月 (株日本経済新聞社入社 1975年9月 ソニー(株)入社 (1979年6月まで) 1984年8月 モルガンスタンレー投資銀行 入行(1992年2月まで) 2000年4月 (株)ジェイ・ボンド (2008年4 月ジェイ・ボンド東短証券(株)に商号変更)代表取締役社長、現在に至る。 2011年4月 東短インフォメーションテクノロジー(株)代表取締役社長、現在に至る。	0
			(重要な兼職の状況) ジェイ・ボンド東短証券㈱代表取締役社 長 東短インフォメーションテクノロジー(株) 代表取締役社長 昭和電工㈱社外監査役	

- (注)1. 当社は2003年6月までは執行役員制度を採用しており、上席常務、常務は執行役員の役位であります。
 - 2. 取締役室町正志、同平林博、同佐々木毅の3氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。

(ご参考)

○独立役員に関する情報

取締役候補者小杉丈夫(候補者番号⑩)、伊丹敬之(同⑫)、島内憲(同⑬)、斎藤聖美(同⑭)の4氏は、東京証券取引所等の定める独立性の要件を満たしています。

なお、島内憲氏が顧問を務める三井物産㈱と当社との間には取引関係がありますが、2011年度において三井 物産㈱及び当社、それぞれの売上高の1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重 要性はありません。

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

2009年6月24日開催の第170期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了し、失効することとなります。

これを受けて、当社は、2012年5月8日開催の取締役会において、旧プランを基本的に継承した上で、一部修正した当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下修正後のものを「本プラン」といいます。)を、本総会で株主の皆様のご承認をいただいた上で、3年間更新することを決議いたしました。

なお、本プランの更新における主な変更点は、

- ・意向表明書の提出の手続の新設(2.(1)(b))
- ・発動事由の追加(2.(2)(d))

の2点であり、その他所要の変更を行っていますが、旧プランの実質的内容から大幅な変更はありません。

つきましては、株主の皆様に本プランの更新についてのご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社グループは、人々の夢をかなえ、社会を変える商品・サービスを通して、お客様に安心と笑顔を届け続けることが使命であり、この使命を果たすことを通じて企業価値の向上・株主共同の利益が実現されるものと考えています。このような認識の下、当社は経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目指しています。

当社は、創業者田中久重から引き継がれる当社グループのDNAである「飽くなき探究心と情熱」を忘れず、従業員一人ひとりが熱い情熱を持って行動し活躍できる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えています。また、当社グループが株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

当社グループは、我が国有数の事業規模を有し、その事業範囲もデジタルプロダクツ、電子デバイス、社会インフラ、家庭電器等と極めて広範囲に及んでいます。従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する買付や事業計画の実現可能性・適法性・適切性、当社の有形無形の経営資源・ステークホルダーに与える影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシ

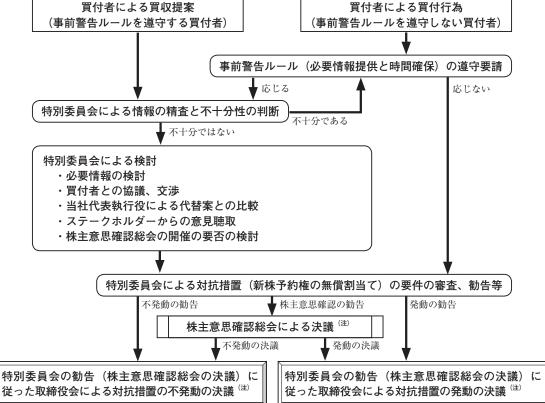
ナジー効果、当社グループの実情その他当社の企業価値・株主利益を構成する要素が十分に把握される 必要があると考えます。

当社取締役会は、以上の要素等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社 株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当 ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることに より、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する対象買付(下記 2.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。)が行われる際に、買付者(下記 2.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

当社株式の大量取得行為に関する対応方針図 買付者による買収提案 (事前警告ルールを遵守する買付者



| : 買付者による行為 | : 取締役会による行為 | : 財務役会による行為 | : 株主意思確認総会による行為

(注)特別委員会が対抗措置の発動に先立ち株主の皆様の意思を直接確認すべき旨を勧告した場合には、当社 取締役会は、株主意思確認総会を開催した上、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動又は不 発動の決議を行います。

なお、対応方針図の内容は、あくまで本プランに対する理解に資することのみを目的に、簡略化した上、ご参考として記載しています。対応方針図の内容と、 $\lceil 2 \rceil$ 、提案の内容」との間に齟齬がある場合には、 $\lceil 2 \rceil$ 、提案の内容 | が優先します。

2. 提案の内容

- (1) 本プランの発動に係る手続
 - (a) 対象となる買付

本プランは、以下のいずれかに該当する買付その他の取得若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案(注1)(当社取締役会が本プランを適用しない旨を別途決定したものを除くものとし、以下「対象買付」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得
- ②当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対象買付を行おうとする者又はその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、対象買付を実施してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言、買付者が反社会的勢力等でないことを誓約する文言等を含む書面(買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたもので、条件、留保等の付されていないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して日本語で提出していただきます。意向表明書には、買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。

(c) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本プランの更新後、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者のいずれからも独立した社外取締役の中から特別委員会の委員を、委員の中から委員長をあらかじめ選定します。特別委員会の委員は3名以上とします。なお、特別委員会の委員の選定基準、決議要件及び決議事項等について規定する特別委員会規則の概要は(注9)のとおりです。

当社は、特別委員会の委員長又は委員を選定又は変更した場合には、速やかにお知らせいたします。 (注10)

(d) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の書式 (買付者が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者に対して交付いたします。買付者は、

当社が交付した書式に従い、買付者の買付内容の検討のために必要な別紙「必要情報」に定める情報 (以下「必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社取締役会 に対して日本語で提出していただきます。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

(e) 買付内容の検討、買付者との交渉

(1) 当社代表執行役に対する情報提供の要求

特別委員会は、検討開始時(下記(e)②に定義されます。)以降、当社代表執行役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書及び上記(d)に従い追加的に提出を求められた情報(もしあれば)が提出されたと特別委員会が合理的に認めた時(以下「検討開始時」といいます。)以降、原則として最長60日間、買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します(以下かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。)。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議・交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(f) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による対象買付について下記 2.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件(以下「発動事由」と総称します。)が存すると判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権(その概要は、下記 2.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、発動事由のうち、発動事由その 2 の該当性が問題となっている場合(該当するか否かが問題となっている場合を含みます。)には、あらかじめ当該実施に関し、株主意思確認総会(注11)(定足数等は、会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとします。以下同じとします。)を開催し、株主意思を直接確認することを勧告できるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当する場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者が対象買付を撤回した場合その他対象買付が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合
- ② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付について発動事由のいずれも存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきではない旨の勧告を行います。

上記にかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 特別委員会が検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、代替案の検討、買付者との協議・交渉等のために合理的に必要とされる範囲内(但し、原則として30日間とします。)で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する 決議を行うものとします。但し、次の(h)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役 会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行う ものとします。

(h) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従い本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(f)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に先立ち株主意思確認総会を開催し、株主意思を直接確認することを勧告した場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(i) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、その透明性を高めるため、適用ある関係法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、及び特別委員会検討期間が開始された事実並びに特別委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。)、対象買付に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要若しくは特別委員会による勧告の概要、当社取締役会若しくは当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下のとおりです。なお、上記 2. (1)「本プランの発動に係る手続」のとおり、以下の要件の該当性の有無については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない対象買付(対象買付の内容を判断したり、その代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報が株主の皆様に対して十分に提供がなされない場合を含みます。)であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある対象買付である場合
 - ①株券等を買い占め、その株券等につき当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付 者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処 分利益をもって、一時的な高配当をさせ、又は一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高 値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に 設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様に 株式の売却を事実上強要するおそれのある対象買付である場合
- (c) 対象買付の条件等(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、対象買付の後の経営方針又は事業計画、対象買付の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な対象買付である場合
- (d) 買付者が反社会的勢力である場合や買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合のほか、対象買付が、刑事罰を伴う適用法令に抵触する結果、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響が生じるおそれがある場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランが発動されることとなった場合、当社が実施することを予定している本新株予約権の無償割当 ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 本新株予約権の割当対象株主、割当数

本新株予約権の割当対象株主、割当数は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社 以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当 てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として本新株予 約権無償割当て決議において当社取締役会が定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当ての決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において定める日までの期間とします。

(g) 本新株予約権の行使の条件

(I)特定大量保有者(注12)、(II)特定大量保有者の共同保有者(注13)、(II)特定大量買付者(注14)、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者又は(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注15)(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注16)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、原則として、当社取締役会の承認を要するものとします。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間、いつでも当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得を行った日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該非適格者以外の者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株

式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定します。

(k) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める ものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から2015年3月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、本プランは、2012年5月8日現在施行されている法令、金融商品取引所の規程等を前提とするものであり、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない範囲内で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(5) その他の事項

本プランの詳細については、当社ホームページ

(http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20120508_1.pdf) でご覧いただくことが可能です。 その他本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

- 注1 第三者に対して買付その他の取得又はこれに類似する行為を勧誘する行為を含みます。
- 注2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じ とします。
- 注3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- 注4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 注6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

- 注8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 注9 特別委員会規則の概要は以下のとおりです。
 - ・特別委員会委員(委員長を含みます。)は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣及び 買付者のいずれからも独立した複数の当社社外取締役の中から、当社取締役会が選定する。
 - ・特別委員会委員の任期は、選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会が別段の定めをしない限り、当該特別委員会委員が当該定時株主総会において取締役として再任された場合には、再任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの任期で特別委員会委員として再任されたものとし、以降も同様とする。また、特別委員会委員は、社外取締役を退任した場合には、当然に退任する。
 - ・特別委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項について決定等を行う。また、当社取締役会が対象買付に関する意見を表明することについて、特別委員会に諮問した場合には、特別委員会はこれについて見解を述べるものとする。
 - ・特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席し、出席特別委員会委員の3分の2以上の多数をもってこれを行う。
- 注10 本総会第1号議案取締役14名選任の件及び本議案をご承認いただいた際の、当初の特別委員会の委員及び委員長には、伊丹敬之氏(委員長候補者)、小杉丈夫氏、島内憲氏及び斎藤聖美氏が選定される予定です。各氏の略歴等の詳細は本総会の株主総会参考書類8ページから10ページまでに記載のとおりです。
- 注11 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含むものとします。以下本議案において同じとします。
- 注12 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- 注13 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- 注14 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 注15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- 注16 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に対象買付を中止若しくは撤回又は爾後対象買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が(i)当該対象買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

必要情報

- ①買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び買付者を被支配法人等(注17)とする者の特別 関係者を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容、 当該買付者による同種の過去の取引の内容等を含みます。)(注18)
- ②対象買付の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、 実現可能性等を含みます。)
- ③対象買付の価額及びその算定根拠
- ④対象買付の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤対象買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥対象買付後における当社グループの株主(買付者等を除きます。)、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーへの対応方針
- ⑦対象買付に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者 から取得すべき競争法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容及び取得可能性
- ⑧対象買付後の当社グループの経営において必要な国内外の許認可、その維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報
 - 注17 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
 - 注18 買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

<株主提案(第3号議案)>

第3号議案は、株主(1名)からのご提案によるものです。

議案の提案の内容及び提案の理由は、株主から提出されたものを記載しております。

一株主提案一

第3号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会の議決権行使に関し、議決権行使書による議決権行使において、提案に対して株主の賛否の 意思表示のない場合、会社提案、株主提案のどちらの提案に対しても無効であるとして取り扱うこと。ま た、インターネットを利用した議決権行使においても議決権行使書による場合と同じように取り扱うこ と。』

(提案理由)

株主総会における議決権行使書による議決権行使に関し、現在、提案に対し株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対(否)として取り扱っている。これは、株主提案に対し不当な差別的取り扱いである。株主権を軽んじる行為でもある。株主提案も会社提案と同等に無効として取り扱うべきである。

○株主提案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第3号議案の株主提案について反対いたします。

本議案の内容に関しましては、議決権行使書又はインターネットによる議決権行使に株主からの賛否の意思表示がない場合の取り扱いをあらかじめ会社で決定し、その旨を議決権行使書等に記載しておくことが適法であることは法令上明確です。また、賛否の記載はないものの議決権行使書を会社に返送する行為は、一般的には会社提案に対して反対又は棄権の趣旨ではなく、会社に対する信任票の性格を持つと考えられており、当社の現在の取り扱いは、多くの株主を有する上場会社における長年の一般的かつ合理的な取り扱いであります。したがって、定款に提案のような規定を設けるべきではないと考え、反対いたします。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

●インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

- 1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。
 - インターネットにより議決権を行使される際は、本サイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、まず議決権行使書 用紙右片に記載の議決権行使コードをご入力ください。その上で、同用紙右片に記載のパスワードを用いて、株主様が 設定される新しいパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
- 2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる 場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 3. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

●パスワードのお取り扱いについて

- 1. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- 2. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- 3. 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
- 4. パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

- 1. パソコンを用いる場合
- (1)ハードウェアの条件
 - ①インターネットにアクセスできる状態であること
 - ②画面の解像度が構 800 ドット×縦 600 ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること
- (2)ソフトウェアの条件
 - ①マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー
 - (Microsoft[®] Internet Explorer) Ver. 5.01 Service Pack 2以降のバージョンをインストール(導入)済みであること
 - ②株主総会招集ご通知、株主総会参考書類や第173期報告書をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ 社アドビアクロバットリーダー (Adobe® Acrobat® Reader™) Ver. 4.0以降のバージョン又はアドビリーダー (Adobe® Reader®) Ver. 6.0以降のバージョンをインストール済みであること
 - ※Microsoft®及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
- (3)議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

2. 携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (http://www.web54.net)を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

- ① iモード
- ②EZweb
- ③Yahoo!ケータイ

※iモードは㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI㈱、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル㈱、QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。

●操作方法等がご不明な場合

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120 (65) 2031 (フリーダイヤル)

(月曜日~金曜日 午前9時~午後9時)

その他ご登録住所、株式数のご照会等につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120 (78) 6502 (当社専用フリーダイヤル)

(月曜日~金曜日 午前9時~午後5時)

以上

メモ欄	

株主総会会場ご案内図



会場:国技館(東京都墨田区横網一丁目3番28号)

交 通

- · J R 総 武 線 「両国駅」西口から徒歩約2分
- ・都営地下鉄 大江戸線 「両国駅」 A 3 · A 4 出口から徒歩約 8 分

国技館にはご利用いただける駐車場はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。